

1. 利用を受けられる団体

那覇市内の事業所、機関または団体等とします。

（団体例：保育施設、学校、児童館、公民館、福祉施設など）

2. 申込方法

「団体貸出登録申込書」（第3号様式）を那覇市立図書館に提出してください。その際、代表者の住所が確認できるもの（運転免許証、保険証等）と団体の所在地が確認できるもの（名刺、パンフレット、郵便物等）のご提示をお願いします。

（郵便、FAX、電子申請等で申し込む場合は、上記の確認書類も添付してください）

3. 貸出期間及び冊数

- ① 貸出の日から1ヶ月 100冊以内 ※延長はできません

ただし、以下は利用ができません。

視聴覚資料(CD・DVD)の貸出、禁帯本及び中央館長が特に指定する物の貸出、電子図書館

- ② 大型絵本の貸出・返却は所蔵館の窓口にて持ち帰りのみ、2冊まで1週間の貸出です。

4. 利用にあたっての注意

- ① 貸出資料は、営利を目的に利用することはできません。

- ② 選書は基本的に各団体でお願いします。

ご希望があれば図書館で選書することもできます（冊数等制限あり）。

- ③ 予算の範囲内で月に一度、無料配送サービスを利用することができます。

無料配送サービスを希望する団体は事前にご相談ください。

- ④ 紛失や破損、汚損のないよう、大切に扱ってください。

- ⑤ 返却前に、貸出図書一覧により冊数の確認をしてください。

紙芝居の場合は、枚数の確認も行ってください。

- ⑥ 個人利用者と同様に、1ヶ月以上の延滞がある場合は、その延滞資料を返却するまで借りることができません。（予約・貸出サービスに支障をきたします。公平かつ効率よく貸出を行うためにご協力をお願いします。）

- ⑦ 図書を紛失や破損した場合は、代表者の責任において弁償となります。原則として紛失や破損した図書と同じ本を納めてもらいますが、絶版等で入手困難なものについては那覇市立図書館が指定した本とします。

- ⑧ 団体貸出登録の有効期間は翌年度の4月末日までです。

- ⑨ 団体貸出登録の更新を希望する場合は、「団体貸出登録申込書」（第3号様式）にて更新手続きが必要となります。なお、年度途中で代表者等の変更がある場合は、その都度届け出てください。

- ⑩ 予約は30冊まで、窓口と電話にて受け付けます。（電話では2冊まで）

場合により、ご提供できないこともありますので、ご了承ください。

ただし、学校図書館は除きます。

- ⑪ 登録館以外の図書館も利用できます。（団体の所在地等の記入が必要です）

以上の点を確認してご利用ください。